

平成21年6月11日

教職員各位

国立大学法人 信州大学長
小宮山 淳(公印省略)

身体障害者等の申し出について

【締切り：6月22日(月)】

身体障害者等の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。)により、社会連帯の理念に基づき障害者の雇用の場を確保するために常用労働者の数に対する一定割合(法定雇用率)の身体障害者、知的障害者又は精神障害者(以下「身体障害者等」という。)を雇用する義務が事業主に課せられており、併せてその雇用状況を報告することとなっております。

このため、本法人の身体障害者等の雇用状況を把握し報告を行うとともに、身体障害者等である教職員の今後の健康管理を適切に行うこと及び今後の本学の身体障害者等施策に役立てることを目的として、別記により調査を行いますので、ご協力をお願いします。

なお、本学の身体障害者等の雇用に関する取り組みとしては、今回の調査と平行して、人事制度ワーキンググループの下に障害者雇用対策作業チームを設け、身体障害者等の積極的な新規雇用の促進に向け検討を行っている状況であることを申し添えます。

- 1 身体障害者の方は身体障害者手帳、知的障害者の方は療育手帳(愛の手帳)、精神障害者の方は精神障害者保健福祉手帳を交付されている場合に対象となります。(平成18年4月から障害者雇用促進法が改正となり、障害者雇用率に精神障害者も算定対象とされています。)

【別 記】

1. 申し出に係る留意事項

本調査は教職員からの直接、かつ、自発的な申し出により行うものですが、障害者雇用率の確保は本法人に課せられた義務であり、これを達成することが本法人の社会的責任を果すことにつながることを充分にご理解いただき、ご協力をお願いします。

なお、事務担当者の介入を必要最小限にしてプライバシーの保護を前提に調査するもので、本調査は、毎年6月頃に定期的実施していきます。

従って、今回の申し出による調査内容は障害者雇用状況の報告の際、毎年度利用することとなりますので、あらかじめご了承ください。

また、本学の身体障害者等施策に役立てるため、個人名が特定されない範囲内で、統括産業医から情報提供することもありますので、あらかじめご了承ください。(身体障害者等の集計は統括産業医が行います。その際、統括産業医には守秘義務が課せられます。)

なお、本調査結果は、障害者雇用促進法に基づく報告(身体障害者等である労働者の人数を障害種別・程度ごとに報告)を松本公共職業安定所に行うために調査すること、身体障害者等個人の健康管理及び本学の身体障害者等施策以外の目的には利用しないことを申し添えます。

2. 申し出の方法

身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)又は精神障害者保健福祉手帳を交付されている方は、本学の統括産業医にメール又は電話で直接申し出てください。おって、統括産業医から連絡させていただきます。なお、既に統括産業医が把握している場合には申し出は不要です(ただし、これまでの申し出から障害等級の変更があった場合は統括産業医へご連絡願います。)

3. 申し出先

健康安全センター 統括産業医 塚原 照臣

メール tsukat@gipac.shinshu-u.ac.jp

電話 内 線 8 1 1 - 2 3 1 5

直 通 0 2 6 3 - 3 7 - 3 5 1 5

(隔地学部に出向いていて不在の場合もあります。その際はメールをお願いします。)

4. 申し出の締切り

平成21年6月22日(月)

5. 今後の流れ

別紙のとおり

以上

身体障害者等の申し出について

今後の流れ

